

告 示

埼玉県告示第九百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス本庄小島店

埼玉県本庄市小島二丁目千七百八十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

店舗南東側の角に設置予定の看板について、東側の市道から南側の市道に進入する自動車の安全確認上支障がないよう、運転者の視線を妨げない高さ・幅とすること。

二 縦覧期間

令和四年九月十六日から令和四年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター本庄事務所